

大阪市水道局内部統制基本方針

1 基本的な考え方

水道事業等を運営する大阪市水道局は、日々の生活や社会活動に必要不可欠となる水道水を安全・安心なものとして安定的に提供することを目的としており、水道水をお届けしている市民・お客さまの信頼が事業運営の基本となるものです。

水道事業等を取り巻く経営環境は、今後の人口減少社会への移行等による水需要の低迷・料金収入の減少が見込まれる一方で、南海トラフ巨大地震等の震災対策、老朽化が進む施設の更新などの課題に着実に対応していく必要があります、市民・お客さまの信頼を得ながら、こうした課題に対応し将来にわたって安定的かつ持続的にサービスを提供していくためには、事業運営に係る業務の執行について、法令、条例、規則その他の規程にのっとったものとすることはもとより、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、より一層効率的かつ効果的なものにしていく必要があります。

この間、大阪市水道局では市民・お客さまに信頼される適正かつ効率的・効果的な業務の執行を確保することを目的として内部統制の体制を構築し取組を進めてきましたが、前記の課題に対応していくためには、これまで以上に内部統制を有効に機能させていくことが必要です。

内部統制は、業務に組み込まれ日々の業務の中で組織内の全ての者によって組織的かつ自律的に遂行されるプロセスであって、職員一人一人の主体的な取組とともに、管理監督の立場にある職員の組織マネジメントが重要な要素となるものであり、内部統制を有効に機能させていくためには、全ての職員が誠実かつ真摯にそれぞれの職責を果たしていく必要があります。

以上のような基本的な考え方に基づき、この基本方針を定め、これに基づき大阪市水道局における内部統制体制の整備及び運用を行ってまいります。

2 内部統制の目的及び取組の観点

内部統制の目的及び取組の観点は、次のとおりとします。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるようにするとともに、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにする観点から、業務プロセスの手順やルールの特標準化を進め、またその整理合理化に取り組めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する報告をはじめとする大阪市水道局の事務や事業に関する報告だけでなくこれらの公表の内容に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する観点から、法令、条例、規則その他の規程をはじめ公文書の管理に関するマニュアル等にのっとり適正な公文書の作成、取得、保存及び管理を図ります。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

水道事業等をはじめこれに係る法規、交通法規その他事業活動に関わる法令、条例、規則その他の規程等の遵守の徹底を図ります。

(4) 資産の保全

事業活動の「元手」となる財産や情報資産の取得、管理及び処分が法令、条例その他の規程に基づく正当な手続及び承認の下に適正に行われるよう規程の周知と遵守の徹底を図ります。

3 内部統制の有効性の確保

内部統制を有効に機能させるため、次の取組を行います。

(1) 内部統制体制の整備及び運用

大阪市水道局内部統制基本規程で定めるところにより、大阪市水道局長を水道事業等内部統制責任者とする内部統制体制を整備し、運用します。

(2) 内部統制の評価及び公表

内部統制の整備及び運用の状況について毎年度評価し、その結果を公表します。

(3) 内部統制の見直し

評価結果等を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

令和3年6月1日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦